

芸西村事業者支援事業 補助金

補助金の趣旨

(交付要綱第 1 条関係)

芸西村の健全な発展を図るため、事業者に対し、予算の範囲内で芸西村事業者支援事業補助金を交付することにより、事業者の創意工夫及び自助努力による取り組みを支援し、もって地域の活性化や地場産業の振興並びに村民生活の質の向上に資することを目的とする。

大中小企業の
健全な発展

地域の
活性化

地場産業
の振興

ふるさと納税
の増大

補助金の対象者

(交付要綱第3条関係)

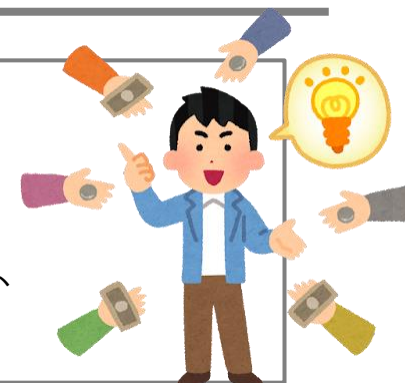
補助金の交付を受けることができる者は、

次の各号に掲げる事項を全て満たす者で**公募により採択された者**とする。

- (1) 法人又は個人
- (2) 自らが事業の実施主体である者
- (3) クラウドファンディング等により、寄附を受けた額が目標額に達した者、または、寄附額が目標額に達しない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を行うことを村と協議し、村の同意を得た者
- (4) 村内に事業所等を設置（設置予定含む）し、継続した事業活動を行うことができる者
- (5) 国税及び地方税の滞納がない者
- (6) 代表者が芸西村暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は
同上3号に規定する暴力団と密接関係者でない者
- (7) 事業者支援事業にかかる製品及びサービス等を村のふるさと納税の返礼品に登録する者。ただし、事業者支援事業にかかる製品及びサービス等が村のふるさと納税の返礼品として登録できない場合は、この限りではない。
- (8) 芸西商工会の会員若しくは事業完了後会員になる者

補助金額及び補助限度額 (交付要綱第4条関係)

補助金の額は、原則寄附額の10分の4の額を交付する。P8参照
ただし、補助対象経費の額の範囲を超えないものとする。
補助金の額の算出に当たり1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。



交付する補助金額はCF※により資金調達

補助金額は、CFにより寄附を受けた額の原則10分の4を交付

事業開始は、寄附総額の10分の4が補助対象経費の
2分の1（目標額）をクリアした時点

補助限度額は、補助対象経費の範囲内

補助金の上限設定は無し

補助対象の要件

対象事業者

- ・ 村内外の事業者・個人事業主

※村外事業者は村内に事業所等を設置すること

対象の要件

- ・ 起業
- ・ 商品開発
- ・ 事業者支援（設備投資・業種の追加・変更・ B to BからB to C等）
- ・ 企業誘致

対象とならない事業

- ・ 金融、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出が必要な営業(深夜酒類提供飲食店営業に属するものを除く。)
- ・ 易断所、観相業、相場案内業
- ・ 競輪・競馬等の競走場、競技団
- ・ 芸妓業、芸妓幹旋業
- ・ 場外馬券・車券売場、競輪・競馬予想業
- ・ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査を行うものに限る。)、探偵業
- ・ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)
- ・ 宗教、政治、経済、文化に係る団体
- ・ 村に補助事業がある事業

補助対象の要件

補助対象事業	補助対象経費
村内で起業・企業支援・企業誘致等に関するもの	工場・作業場等の建物取得に要する経費
	建物付帯設備の整備取得費
	地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借による増改築費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
村内で商品開発に関するもの	その他新商品・新サービス開発等に要する経費
	地場産品開発に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	その他新商品・新サービス開発等に要する経費

ただし、以下のものは対象経費には含まない。

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、土地の造成、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用

補助金のイメージ

CF等を実施し、寄附総額が100%に達しない場合でも、事業者が自己資金を追加し事業者の責任で事業開始可能。 ※1

補助対象の必要経費100% ※2の補助を受けることが可能になります。

XX加工所建設プロジェクト



補助対象経費
2,000万円

※1 補助対象経費まで集まらない場合があります。

※2 補助の上限は、補助対象経費の範囲内となります。

寄附額 2,500万

補助金
1,000万

50%

寄附総額2,500万 × 0.4 = 1,000万円

事業開始可能
(事業者責任)

寄附額 5,000万

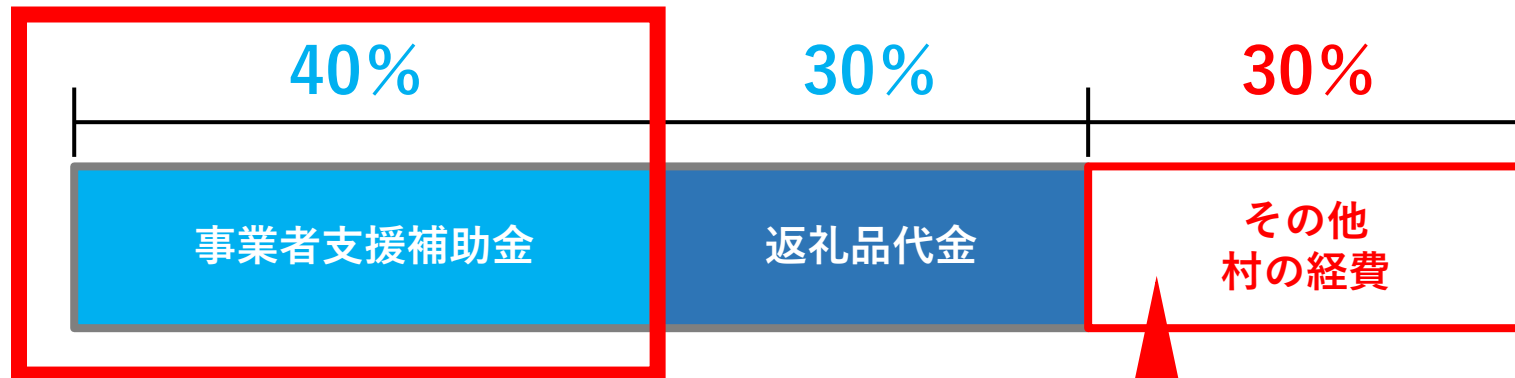
補助金 2,000万

100% (※補助限度額は補助対象経費の範囲内)

寄附総額5,000万円 × 0.4 = 2,000万円

寄附金のイメージ使途の内訳

プロジェクトに参画いただいた寄附金の使途としては、払込手数料
寄附総額の10分の4が事業者支援補助金、10分の3が返礼品代金に充てられ、
あとの10分の3は、村の経費になります。村の経費の内訳は、
主には返礼品の送料等、業務委託費等になります。



- ・ 返礼品送付にかかる送料
- ・ 寄附募集にかかる業務委託費（配送管理等）
- ・ 寄附募集後にかかる業務委託費
（寄附金受領証明書の発行・発送・ワンストップ特例申請の処理）
- ・ その他（PR経費等）
- ・ 基金